

別表3（第7条関係）

1 中小法人等向け給付金

特例事例	給付金の額	書類
<p>1 創業特例</p> <p>2019年1月から12月までの間に設立した場合（同期間中に合併を行った場合及び同期間中に個人事業者から法人化した場合を含む。）であって、対象期間における月平均事業収入が、法人設立後の2019年の月平均事業収入と比べて20パーセント以上減少しているとき</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、別表1「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> $A \div M \times 12 - B \times 12$ <p>A：2019年の年間事業収入 M：2019年の設立後月数（設立した日の属する月も、操業日数にかかわらず、1箇月とみなす。） B：対象月における月間事業収入</p>	<p>(1) 2019年中のすべての月間事業収入がわかるもの（別表2中小法人等向け給付金の項の添付書類の欄第1号及び第2号に規定する書類又は売上台帳、帳面その他の2019年中の事業に係る確定申告の基礎となる書類）</p> <p>(2) 対象期間の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類）</p> <p>(3) 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(4) 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2019年1月1日から12月31日までのものであること。）</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>2 季節性収入特例</p> <p>次の各号のいずれにも該当するとき。ただし、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されている場合に限る。</p> <p>(1) 少なくとも2020年3月以降の任意の1箇月を含む連続した3箇月（期間の終了月は申請を行う日の属する月の前月とする。以下この項において「任意期間」という。）の事業収入の合計が、前年同期の3箇月（以下この項において「基準期間」という。）の事業収入の合計と比べて20パーセント以上減少していること。</p> <p>(2) 基準期間の事業収入の合計が、基準期間の属する事業年度の年間事業収入の50パーセント以上を占めること。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の50パーセント以上を占めること。</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、別表1「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> $A - B$ <p>A：基準期間の事業収入の合計 B：任意期間の事業収入の合計</p>	<p>(1) 基準期間の属するすべての事業年度の法人事業概況説明書の控</p> <p>(2) 基準期間の属するすべての事業年度の確定申告書別表1の控（収受日付印が押されていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）</p> <p>(3) 任意期間の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の任意期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類）</p> <p>(4) 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>3 合併特例</p> <p>2020年1月から対象期間の初日の前日</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、別表1「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p>	<p>(1) 合併前の法人のそれぞれの2019年中のすべての事業年度の法人事業概況説明書の控</p>

<p>までの間に合併を行った場合で、対象期間における月平均事業収入が、前年同期の合併前の各法人の月平均事業収入の合計と比べて20パーセント以上減少しているとき</p>	<p style="text-align: center;">$A - B \times 1.2$</p> <p>A：合併前の各法人の2019年の年間事業収入の合計 B：合併後の法人の対象月における月間事業収入</p>	<p>(2) 合併前の法人のそれぞれの2019年中のすべての事業年度の確定申告書別表1の控(収受日付印が押されていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。)</p> <p>(3) 対象期間の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類)</p> <p>(4) 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(5) 履歴事項全部証明書(合併の年月日が2020年1月から対象期間の初日の前日までの間のものであること。)</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>4 連結納税特例 連結納税を行っている個別の法人であって、別表1に定める給付の要件に該当するとき</p>	<p>別表1に定める給付金の額</p>	<p>(1) 対象期間の終了月の属する事業年度の直前(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2つ前)の事業年度の法人事業概況説明書の控。なお、対象期間が複数の事業年度にまたがる場合は、対象期間の終了月の属する事業年度の2つ前(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、3つ前)の事業年度の法人事業概況説明書の控も添付すること。</p> <p>(2) 対象期間の終了月の属する事業年度の直前(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2つ前)の事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書の控。なお、対象期間が複数の事業年度にまたがる場合は、対象期間の終了月の属する事業年度の2つ前(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、3つ前)の事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書の控も添付すること。</p> <p>(3) 対象期間の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類)</p> <p>(4) 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>5 罹災特例 別表1「給付の要件」欄中「2019年(「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年)同期比」を「罹災証明等(2018年又は2019年に発行されたものに</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、別表1「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">$A - B \times 1.2$</p>	<p>(1) 罹災証明等を受けた日の属する年の直前の年の対象期間と同じ月が属するすべての事業年度の法人事業概況説明書の控</p> <p>(2) 罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控(収受日付印が押さ</p>

<p>限る。)を受けた日の属する年の直前の年における同期比」と読み替えた場合に、当該要件に該当するとき</p>	<p>A：罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入 B：対象月における月間事業収入</p>	<p>れていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。)</p> <p>(3) 対象期間の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類)</p> <p>(4) 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(5) 罹災証明書等(2018年又は2019年に発行されたものに限る。)</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>6 法人成り特例 2020年1月から対象期間の初日の前日までの間に個人事業者から法人化した場合で、対象期間における月平均事業収入が、前年同期の法人化前の個人事業者としての月平均事業収入に比べて20パーセント以上減少しているとき</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、別表1「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> $A - B \times 1.2$ <p>A：2019年の法人化前の個人事業者としての年間事業収入 B：法人化後の対象月における月間事業収入</p>	<p>(1) 個人事業者として行った確定申告に係る次の書類。ただし、イは、青色申告の場合(別表1「給付の要件」欄の第1号ただし書アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。)に限る。 ア 2019年分の確定申告書第1表の控(收受日付印の押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)がされていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。) イ 2019年分の所得税青色申告決算書の控</p> <p>(2) 対象期間の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の対象期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類)</p> <p>(3) 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(4) 次のいずれかの書類。ただし、いずれの書類にあっても、税務署受付印が押印されているものに限る。 ア 法人設立届出書(「設立形態」欄で「個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、「整理番号」欄に個人の確定申告の番号を記載しているものであること。) イ 個人事業の開業・廃業届出書(「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致しているものであること。)</p> <p>(5) 履歴事項全部証明書(設立日が2020年1月から対象期間の初日の前日までの間のものであること。)</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>7 NPO法人や公益法人等特例 公益法人等(法人税法別表第2に該当する法</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、別表1「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p>	<p>(1) 対象期間の終了月の属する事業年度の直前(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に相当する事由に</p>

<p>人及びNPO法人等の法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人をいう。以下この項において同じ。) であって、別表1に定める給付の要件に該当するとき</p>	<p>$A - B \times 1.2$</p> <p>A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度（別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に相当する事由に該当する場合は、2つ前の事業年度）の年間収入 B：対象月における月間収入</p> <p>※A・Bは、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）</p>	<p>該当する場合は、2つ前)の事業年度の年間収入がわかる書類。なお、当該書類により、対象期間の前年同期の月次の収入を確認できない場合は、当該書類の年間収入を基に算出した月平均収入と対象期間の月平均収入を比較することとする（第2号において同じ。）。</p> <p>(2) 対象期間の終了月の属する事業年度の2つ前(別表1の「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、3つ前)の事業年度の年間収入がわかる書類(対象期間が複数の事業年度にまたがる場合に限る。)</p> <p>(3) 対象期間の月間収入がわかるもの(売上台帳、帳面等)</p> <p>(4) 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(5) 履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
--	--	--

備考 書類は、別表2の添付書類の特例の適用の対象とする。

2 個人事業者向け給付金

特例事例	給付金の額	書類
<p>1 新規開業特例 2019年1月から12月までの間に新規開業した事業者である場合(同期間中に事業の承継を受けた場合を含む。)であって、対象期間における月平均事業収入が、新規開業後の2019年の月平均事業収入と比べて20パーセント以上減少しているとき</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、別表1「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> <p>$A \div M \times 1.2 - B \times 1.2$</p> <p>A：2019年の年間事業収入 M：2019年の開業後月数(開業した月は、操業日数にかかわらず、1箇月とみなす。) B：対象月における月間事業収入</p>	<p>(1) 確定申告に係る次の書類。ただし、イは、青色申告の場合(別表1「給付の要件」欄の第1号ただし書アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。)に限る。 ア 2019年分の確定申告書第1表の控(收受日付印の押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)がされていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。) イ 2019年分の所得税青色申告決算書の控</p> <p>(2) 対象期間の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類)</p> <p>(3) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(4) 本人確認書類の写し</p> <p>(5) 次のいずれかの書類。ただし、ア及びイについては税務署等の受付印が押印されているものに、ウについてはア又はイの書類がない場合に限る。</p>

		<p>ア 個人事業の開業・廃業等届出書（開業日が2019年12月31日以前であること。）</p> <p>イ 事業開始等申告書（開始年月日が2019年12月31日以前であること。）</p> <p>ウ 開業日、所在地、代表者、業種の記載がある書類（開業日が2019年12月31日以前であること。）</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>2 季節性収入特例</p> <p>次の各号のいずれにも該当するとき。ただし、所得税青色申告決算書を提出しており、月次の事業収入が記載されている場合に限る。</p> <p>(1) 少なくとも2020年3月以降の任意の1箇月を含む連続した3箇月（期間の終了月は申請を行う日の属する月の前月とする。以下この項において「任意期間」という。）の事業収入の合計が、前年同期の3箇月（以下この項において「基準期間」という。）の事業収入の合計と比べて20パーセント以上減少していること。</p> <p>(2) 基準期間の事業収入の合計が、2019年の年間事業収入の50パーセント以上を占めること。ただし、基準期間が2018年にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の50パーセント以上を占めること。</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、別表1「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">A - B</p> <p>A：基準期間の事業収入の合計 B：任意期間の事業収入の合計</p>	<p>(1) 確定申告に係る次の書類。ただし、イは、青色申告の場合（別表1「給付の要件」欄の第1号ただし書アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。）に限る。</p> <p>ア 2019年分（基準期間が2018年にまたがる場合は、2019年分及び2018年分）の確定申告書第1表の控（收受日付印の押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）がされていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）</p> <p>イ 2019年分（基準期間が2018年にまたがる場合は、2019年分及び2018年分）の所得税青色申告決算書の控</p> <p>(2) 任意期間の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類）</p> <p>(3) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(4) 本人確認書類の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>3 事業承継特例</p> <p>2020年1月から対象期間の初日の前日までの間に事業の承継を受け対象期間における月平均事業収入が、前年同期の承継前の事業者の月平均事業収入と比べて20パーセント以上減少しているとき</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、別表1「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">A - B × 1.2</p> <p>A：事業の承継を行った者の2019年の年間事業収入 B：事業の承継を受けた事業者の対象月における月間事業収入</p>	<p>(1) 事業の承継を行った者の確定申告に係る次の書類。ただし、イは、青色申告の場合（別表1「給付の要件」欄の第1号ただし書アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。）に限る。</p> <p>ア 2019年分の確定申告書第1表の控（收受日付印の押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）がされていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）</p> <p>イ 2019年分の所得税青色申告決算書の控</p> <p>(2) 対象期間の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類）</p> <p>(3) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(4) 本人確認書類の写し</p>

		<p>(5) 次の要件を満たす個人事業の開業・廃業等届出書</p> <p>ア 「届出の区分」欄において「開業」を選択していること。</p> <p>イ 第1号に掲げる確定申告に係る書類に記載された住所及び氏名の者からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。</p> <p>ウ 「開業日・廃業等日」欄において開業日が2020年1月1日から同年4月1日までの間とされていること。</p> <p>エ 提出日が開業日から1箇月以内であり、税務署受付印が押印されていること。</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>4 罹災特例</p> <p>別表1「給付の要件」欄中「2019年（「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年）同期比」を「罹災証明等（2018年又は2019年に発行されたものに限る。）を受けた場合であって、当該罹災証明書等に係る罹災の前年同期比」と読み替えた場合に、当該要件に該当するとき</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、別表1「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> $A - B \times 1.2$ <p>A：罹災した前年の年間事業収入 B：対象月における月間事業収入</p>	<p>(1) 確定申告に係る次の書類。ただし、イは、青色申告の場合（別表1「給付の要件」欄の第1号ただし書アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。）に限る。</p> <p>ア 罹災した前年分の確定申告書第1表の控（收受日付印の押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）がされていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）</p> <p>イ 罹災した前年分の所得税青色申告決算書の控</p> <p>(2) 対象期間の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類）</p> <p>(3) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(4) 本人確認書類の写し</p> <p>(5) 罹災証明書等（2018年又は2019年に発行されたものに限る。）</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>

備考 書類は、別表2の添付書類の特例の適用の対象とする。

3 主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者向け給付金

特例事例	給付金の額	書類
<p>1 新規開業特例</p> <p>2019年1月から12月までの間に新規開業した事業者である場合であって、対象期間における月平均業務委託契約等収入が、新規開業後の2019年の月平均業務委託契約等収入と比べて20パーセント以上減少している</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、別表1「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> $A \div M \times 1.2 - B \times 1.2$ <p>A：2019年の年間業務委託契約等収入</p>	<p>(1) 2019年分の確定申告書第1表の控（收受日付印の押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）がされていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）</p> <p>(2) 対象期間の業務委託契約等収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる</p>

<p>とき</p>	<p>M：2019年の開業後月数（開業した月は、操業日数にかかわらず、1箇月とみなす。） B：対象月における月間業務委託契約等収入</p>	<p>書類）</p> <p>(3) 業務委託契約等収入があることを示す書類（業務委託契約等を複数締結している場合は、任意の1つに係るもの）であって、次のアからウまでのうちのいずれか2つ。ただし、業務委託契約等の全部又は一部が2019年中に履行され、履行を踏まえて実際に報酬等の支払が行われたもの及び添付された2つの書類が同一の業務委託契約等に係るものであることが、契約者又は支払者等の名称又は氏名等から判断できるものに限る。</p> <p>ア 業務委託契約書等であって、契約者の署名又は記名押印のあるものの写し又は申請者がその雇用者ではない者との間で業務委託契約等を締結したことを証する市長が別に定める持続化給付金業務委託契約等契約申立書であって、申請者及び契約者の署名又は記名押印のあるもの</p> <p>イ 業務委託契約等に係る支払の内容を示す次のいずれかの書類。ただし、(イ)又は(ウ)のうち給与に係る支払明細書の写しの書類は、アの書類と組み合わせて提出する場合に限る。</p> <p>(ア) 支払者の発行する支払調書（「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に限る。）の写し</p> <p>(イ) 支払者の発行する源泉徴収票（「給与所得の源泉徴収票」に限り、雇用契約に基づき雇用者から支払われる給与に係るものを除く。）の写し</p> <p>(ウ) 支払者の発行する支払の明細を示す書類（支払者及び支払先の名称又は氏名、支払金額及び支払時期の記載があり、支払者の署名又は記名押印のあるものに限る。）の写し又はこれに相当するもの</p> <p>ウ 業務委託契約等に係る収入があったことを証する申請者本人名義の通帳の写し</p> <p>(4) 申請者本人名義の国民健康保険証の写し（有効期限内であり、かつ、資格取得の日が2019年以前のものに限る。）</p> <p>(5) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(6) 本人確認書類の写し</p> <p>(7) 次のいずれかの書類。ただし、税務署等の受付印が押印されているものに限る。</p> <p>ア 個人事業の開業・廃業等届出書（開業日が2019年12月31日以前であること。）</p> <p>イ 事業開始等申告書（開始年月日が2019年12月</p>
-----------	---	--

		<p>31日以前であること。)</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>2 罹災特例</p> <p>別表1「給付の要件」欄中「2019年(「給付金の額」欄のAのただし書に該当する場合は、2018年)」を「罹災証明等(2018年又は2019年に発行されたものに限る。)を受けた場合であって、当該罹災証明書等に係る罹災の前年」と読み替えた場合に、当該要件に該当するとき</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、別表1「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> $A - B \times 12$ <p>A：罹災した前年の年間業務委託契約等収入 B：対象月における月間業務委託契約等収入</p>	<p>(1) 罹災した前年分の確定申告書第1表の控(收受日付印の押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)がされていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。)</p> <p>(2) 対象期間の業務委託契約等収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類)</p> <p>(3) 業務委託契約等収入があることを示す書類(業務委託契約等を複数締結している場合は、任意の1つに係るもの)であって、次のアからウまでのうちのいずれか2つ。ただし、業務委託契約等の全部又は一部が罹災した前年中に履行され、履行を踏まえて実際に報酬等の支払が行われたもの及び添付された2つの書類が同一の業務委託契約等に係るものであることが、契約者又は支払者等の名称又は氏名等から判断できるものに限る。</p> <p>ア 業務委託契約書等であって、契約者の署名又は記名押印のあるものの写し又は申請者がその雇用者ではない者との間で業務委託契約等を締結したことを証する市長が別に定める持続化給付金業務委託契約等契約申立書であって、申請者及び契約者の署名又は記名押印のあるもの</p> <p>イ 業務委託契約等に係る支払の内容を示す次のいずれかの書類。ただし、(イ)又は(ウ)のうち給与に係る支払明細書の写しの書類は、アの書類と組み合わせて提出する場合に限る。</p> <p>(ア) 支払者の発行する支払調書(「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に限る。)の写し</p> <p>(イ) 支払者の発行する源泉徴収票(「給与所得の源泉徴収票」に限り、雇用契約に基づき雇用者から支払われる給与に係るものを除く。)の写し</p> <p>(ウ) 支払者の発行する支払の明細を示す書類(支払者及び支払先の名称又は氏名、支払金額及び支払時期の記載があり、支払者の署名又は記名押印のあるものに限る。)の写し又はこれに相当するもの</p> <p>ウ 業務委託契約等に係る収入があったことを証する申請者本人名義の通帳の写し</p> <p>(4) 申請者本人名義の国民健康保険証の写し(有効期限内であり、かつ、資格取得の日が2019年以前のものに</p>

		限る。) (5) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し (6) 本人確認書類の写し (7) 罹災証明書等（2018年又は2019年に発行されたものに限る。） (8) その他市長が必要と認める書類
--	--	--

備考 書類は、別表2の添付書類の特例の適用の対象とする。